

協議第56号

保健医療関係事務事業の取扱い（その2）について

保健医療関係事務事業の取扱い（その2）について提出する。

平成16年9月11日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	23 - 7	各種事務事業の取扱い 保健医療関係事務事業の取扱い（その2）について
<p>< 公立病院 > 公立病院は、現行のまま引き継ぐ。なお、<u>将来的な地域医療のあり方については、合併後速やかに長期的・総合的な視野で検討する。</u> 病院関係手数料及び公舎使用料は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>< 介護老人保健施設、訪問看護ステーション > 介護老人保健施設及び訪問看護ステーションは、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>< 健康づくり推進事業 > 食生活改善推進員は、合併後速やかに再編する。経費については、合併までに調整する。 健康づくり推進協議会は、合併後速やかに再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議